



# 松小だより

大崎市立松山小学校  
学校だより第 3 号  
令和 8 年 5 月 2 6 日



学校教育目標  
目指す児童像  
松山っ子の合言葉

共に学び合い 志を持って未来を拓く 心豊かでたくましい子供  
『知』かしこく 『徳』やさしく 『体』たくましく  
『ま』真面目に頑張る子 『つ』強く優しい子  
『や』やり抜く子 『ま』真心込めた挨拶ができる子



## 令和 8 年度 運動会

### たくさんの応援ありがとうございました

5月23日(土)、『何事もあきらめずに チャレンジしよう!』のテーマのもと、運動会が実施されました。短い期間ではありましたが各学年で練習を重ね、本番では力いっぱい競技を行い一人一人の輝く姿が見られました。

たくさんの保護者や地域の皆様、ご来賓の皆様においでいただき、競技や応援、係の仕事に一生懸命に取り組む様子にご声援をいただきました。子供たちの健康管理を含め、様々な面でご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。また、PTA厚生委員、本部役員の皆様には、校庭整備、テント設営、土嚢の準備や会場設営にご協力いただきました。運動会終了後は、役員の皆様以外にも、多くの保護者の皆様に後片付けまでご協力いただきました。本当にありがとうございました。

運動会を成功させた経験は、きっと子供たちの自信になったと思います。一回り大きく成長した子供たちです。この経験と自信を次の活動に生かしていきます。



## 感謝！PTA奉仕作業

5月16(土)に行ったPTA奉仕作業では、多くの保護者の皆様、子供たち、そして教職員とともにPTA奉仕作業を行いました。窓拭きに草刈り、花壇の草取りと、学校全体がきれいになりました。ご協力、大変ありがとうございました。



## 6月の主な予定



日	月	火	水	木	金	土
	1 眼科検診13:00	2 縦割り活動	3 朝会	4 歯科検診（下学年・特別支援）	5 地震訓練・幼・小・中合同引渡訓練 全校5校時限	6
7	8 スポーツテスト週間 （～19日まで）	9 昼休み読み聞かせ	10 チャレンジday 下校13:20	11 プール開き 昼休み読み聞かせ クラブ	12	13
14	15	16 3年校外学習デリ シャスファーム見学 昼休み読み聞かせ	17	18 昼休み読み聞かせ クラブ	19 4年校外学習 麓山浄水場見学	20
21	22	23 3年校外学習市役所 見学	24	25 読み聞かせ（123年）	26 全校4校時限 下校13:20	27
28	29	30	<b>6月は読書月間です</b> <b>スクールカウンセラー来校日</b> <b>6月4日(木)、11日(木)、18日(木)</b>			

### ★お知らせ★祝！旧下伊場野小学校PTA

東北ブロックPTA協議会会長表彰候補者(団体)として推薦されました。誠にありがとうございます。9月16日(日)東北ブロックPTA研究大会秋田大会で表彰式が行われる予定です。下伊場野小学校の学校教育活動に対しまして、多大なるご尽力をいただきましたことに改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございました！

### ★今月の学校生活アンケートから★

今月の学校生活アンケートで、嫌な思いをしているという児童の回答はありませんでした。これからも児童の様子を全職員で見守ることを継続し、子供たちが安心して学び、保護者や地域が安心して託せる学校を目指していきます。

### 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭<sup>ムチ</sup>ゼロ作戦～」

「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」これは、こども家庭庁HPに掲載されている言葉です。「体罰」は、法律で禁止されており、体罰等によらない子育てについて紹介されています。私たち教職員としても子供たちの指導・支援を行う上で、心していかなければならない内容が記されています。

「愛の鞭である」と思っても子供にとって大人から叩かれることはとても怖いこと等と紹介されていました。法律では18歳未満の子供に対して以下の行為を行うことを児童虐待といい、脳の発達に深刻な影響を与えるとも記されています。

「身体的虐待：殴る蹴る、身体の拘束、戸外に閉め出すなど身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼしたりする行為等」「心理的虐待：脅したり怯えさせたりする、子どもをDVにさらすこと等」「ネグレクト：食事を与えない、病気やケガでも病院を受診させない、家に残したまま度々外出する等」ほかにも、性的虐待、子供が兄弟姉妹や同居人等から暴力を振るわれているのに、適切な対応をしない場合も虐待に当たります。

児童虐待防止法に、学校は子供の虐待の早期発見に努める責任、市や児童相談所に通告する義務が定められており、子供の虐待を発見した場合は、市や児童相談所に通告しなければならないと定められています。学校や病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体などは、職務上、子供に関わるので虐待の早期発見に努めるとともに、通告する義務が定められています。学校としましては、家庭と地域と力を合わせて子供の権利と健やかな成長を守っていくことができるように、引き続き子供たちを支えていきます。